

新型コロナウイルスの 接種証明書（電子版）が、 スマホとマイナンバーカードで 申請・交付可能です

(12/24)

令和3年12月20日から、スマートフォンの専用アプリによる接種証明書（電子版）の発行が始まりました。

専用アプリでの電子申請においては、マイナンバーカードによる本人確認が必要です。

接種証明書には、海外用と日本国内用があります。

**※日本国内における接種事実の証明としては、ワクチン接種後に受け取る
予防接種済証または接種記録書が引き続き使用可能です。**

接種証明書（電子版）でできること

- 紙の証明書と同様の内容がスマートフォンの画面で確認できます。
- スマートフォン等で二次元コードを読み取ることで内容が確認可能です。
- 二次元コードに含まれる電子署名により偽造を防止できます。

接種証明書（電子版）の申請に必要なもの

- スマートフォン（マイナンバーカードを読み取ることができるものに限る）
- マイナンバーカード
- パスポート（海外用の証明書の申請の場合のみ）

接種証明書（電子版）の取得手順

- (1) スマートフォンで接種証明書アプリをダウンロード
- (2) マイナンバーカードと4桁の暗証番号で申請
(マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号)
- (3) パスポートを読取（海外用の証明書の申請の場合のみ）

裏面に続きます



接種証明書（電子版）イメージ

電子交付ができない方について

次に該当する方は電子交付ができないため、窓口か郵送で申請していただき、紙の二次元コード付き接種証明書を交付します。

- マイナンバーカードを持たない人
- スマートフォンを持たない人
- DV被害者等の要配慮者
- 接種記録がワクチン接種記録システム（VRS）に未登録の人
- 海外用の証明書を請求する人で、マイナンバーカードとパスポートの氏名が異なる人（旧姓・別姓・別名の併記がある人）

接種証明書（紙）の申請に必要な書類

- 申請書 ※こちらからダウンロードできます → 
- 住所の記載された本人確認書類
- 接種券（接種済証）または接種記録書
- 返信用封筒（※宛名、返送先住所の記載と切手の貼付が必要です）

※当面の間、即時交付は行わず郵送での交付といたします。

窓口で申請の場合も、郵送での交付となります。

場合によって必要な書類

海外用の証明書の申請の場合	旅券（パスポート）
旧姓・別姓・別名の記載を 求める場合	旧姓・別姓・別名が確認できる 本人確認書類
代理人による申請の場合	委任状

※郵送で申請する場合、必要書類はコピーをお送りください。

送付先：〒024-0092 岩手県北上市新穀町一丁目4番1号

北上市健康こども部健康づくり課

新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム

※他市町村で接種してから北上市に転入した方や、北上市内で住所地外接種をした方は北上市で証明書を発行できません。

接種券を発行した市町村へお問い合わせください。

問い合わせ先

- 接種証明書の意義などの制度全般について
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 0120-761-770
- 接種証明書の発行手続きについて
北上市健康こども部健康づくり課
新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム 0197-72-8340
- マイナンバーカードについて
北上市生活環境部市民課市民係 0197-72-8200